

地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）

(基本情報)

地方公共団体名	志摩市
計画の名称	「ゼロカーボン・パークしま」の構築に向けた重点対策加速化事業計画
計画期間	令和5年度～令和9年度

1. 2030年までに目指す地域脱炭素の姿

(1) 目指す地域脱炭素の姿

**【地域の特徴・課題】**

本市は、三重県の東南部に位置しており、総面積は178.9km<sup>2</sup>、2004年に旧志摩郡5町が合併したことで誕生した。市の陸域の全域が伊勢志摩国立公園の指定を受けており、英虞湾・的矢湾などの複雑に入り組んだリアス海岸や大小の島々が美しい景観をつくり上げる自然豊かな地域であるとともに、その豊かな自然の恵みを受け「御食国(みけつくに)」(朝廷へ海産物を納める国)として古くから栄えてきた。また、「安乗の人形芝居」「磯部の御神田」「鳥羽・志摩の海女漁の技術」が国の重要無形民俗文化財に指定されるなど、歴史ある伝統や文化が大きな魅力となっている。

本市産業の特徴としては、豊かな食材を産み出す水産業と国立公園ならではの豊かな自然環境・自然景観を活用した観光関連産業が挙げられる。

G7伊勢志摩サミット(2016年)では、本市の魚介類が高評価を得られたほか、漁期・大きさ・漁獲量などの自主規制により資源保護に配慮した持続可能な水産業の取組は海外からも評価を得ている。また、前述の自然環境・自然景観以外にも、大型テーマパークなどの多様な観光コンテンツを有するとともに、高級リゾートから老舗旅館までバリエーション豊かな宿泊施設が存在する。

その一方で、本市においても、若年層の流出等により、急激な人口減少・高齢化が加速している。本市人口は1985年頃にピークを迎えて以降、特に年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)が大きく減少し続けており、2020年時点における人口は1985年度比で28%減少し、高齢化率が40%を上回っている。こういった人口減少・高齢化に伴い、水産業や観光業における人材不足・後継者不足が課題となっている。公共交通機関についても、人口減少による利用者減少や担い手不足等により運行確保が困難になりつつある。

加えて、近年の海水温の上昇や磯焼けなど、地球環境の変化による水産資源の減少が大きな地域課題となっているほか、近い将来、南海トラフ地震のような広域的な大規模災害の発生が懸念されており、早急な地域防災力の強化が求められている。

**【2030年までに目指す地域脱炭素の姿】**

本市は、従来から自然と人が共生するなかで形作られた「志摩」のまちを受け継ぎ、自然環境と市民の暮らしが調和した持続可能なまちづくりに努めてきた。志摩の宝である地域の資源を持続的に活用できるようにするには本市の豊かさをよりよい形で次世代へと継承していくことが必要である。本市では、年々高まりつつある持続可能な取組への関心や、世界的な脱炭素化の流れを地域活性化につながる絶好のチャンスと捉え、市民・来訪者の意識改革が起こるまち「ゼロカーボンパークしま」の具現化に向けた取組を推進する。

**●2030年度：再生可能エネルギー導入目標 11,900MWh（エネルギー消費量の約5%）**

本市では2030年までにCO2実質排出量46%削減という目標を掲げている。本市の2030年のエネルギー消費量は239,937MWhと推計され、これに対して再生可能エネルギー11,900MWh（エネルギー消費量の約5%）の導入が必要となる。なお、市内の再生可能エネルギーの賦存状況等の地域の実情を踏まえ導入可能性を検討した結果、本市においては、屋根置き太陽光発電を中心に導入を進めることを想定している。

**【これまでの取組】**

① 再生可能エネルギーの導入

平成9年より公共施設への再エネ導入を進めており、これまでに市本庁舎、保育所・学校施設をはじめとした14施設に対して合計約330kWの導入実績がある。

なお、再生可能エネルギー導入に際しては、市のほぼ全域が「伊勢志摩国立公園」内に位置することから、設置に伴う自然環境や自然景観の消失並びに地域の一次産業や住環境に与える影響

について配慮することが不可欠となる。そのため、平成 29 年度に「志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例」を制定し、事業区域面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の設備等などに対する事業抑制区域の指定などにより、再生可能エネルギーの導入と自然環境等の保全との調和を図ることとしている。また、併せて、この条例の適用除外の設備に関しても、「小規模太陽光発電設備ガイドライン」を策定し、周辺へ最大限配慮するよう求めている。

② 登録制度・宣言

SDGs 未来都市への選定 (H30.6)、三重県初となるゼロカーボンシティの表明 (R2.2)、日本で 2 番目となるゼロカーボンパークへの登録 (R3.6)を行っている。

③ 企業との連携等による EV 公用車の導入

本市では、これまでに公用車として EV 車を 2 台導入しており、環境保全・防災力向上に向け EV 車の活用・普及に努めている。また、令和 4 年度には日産自動車株式会社及び日産プリンス三重販売株式会社と連携協定を締結し、EV 車の普及促進、市イベント開催時や災害時の電源供給に向けた EV 車の無償貸与など、脱炭素化社会実現に向けた企業連携を強化している。

④ 公共交通機関の利用促進による CO2 排出削減

マイカー観光に比べ環境負荷の小さい公共交通観光の促進を目的に、近畿日本鉄道と志摩市が連携し、鉄道利用を前提とした旅行商品の造成、企画列車の運行等を実施。

また、近畿日本鉄道が志摩市をはじめとする沿線自治体と連携し、サイクルトレインの運行を企画、実施した。

⑤ レンタサイクルの推進による二次交通の CO2 排出削減

二次交通の脱炭素化を図る取組として、平成 28 年度に Bicycle Journey を開始。地域の玄関口である鵜方駅前にレンタル場所を開設し、E-バイクや電動自転車等のレンタルサービスのほか、サイクリングツアーの提供も行っている。

⑥ ウォーターサーバーの設置・マイボトル普及による脱プラ・脱炭素の機運醸成

市内全域における脱プラ・脱炭素の機運醸成を高めるため、マイボトル等で利用できる給水機の導入を進めており、市内の公共施設や宿泊施設などに、合計 49 台を導入 (R6.3 現在)。今後は市内の介護施設やホテルの各フロアなどにも随時追加導入を予定している。また、志摩市オリジナルマイボトルの販売も開始している (R4.11～)。

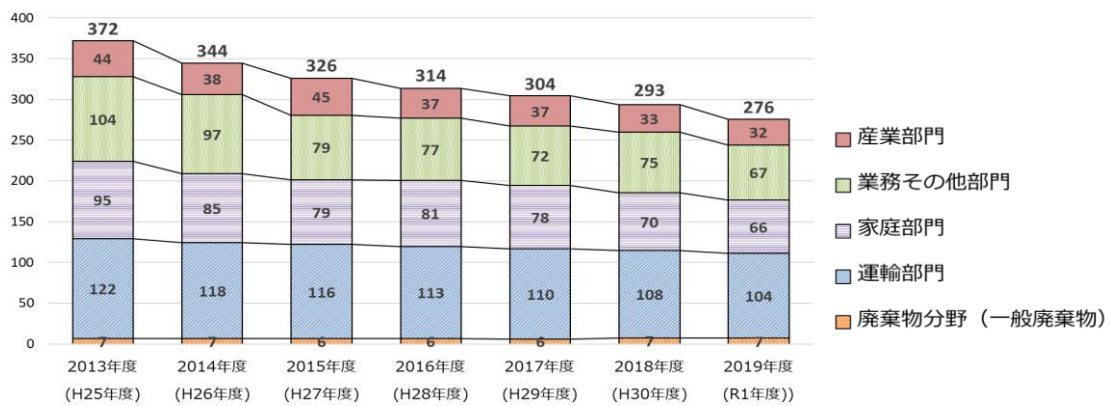
⑦ 海洋ごみのアップサイクル

アパレルメーカーと連携し、市内で回収した海洋ごみを環境価値の高い製品に変換する循環型の取組を推進 (R2)。東京・大阪の店舗にて、市内回収した海洋ごみを一部活用した T シャツを販売 (R3.10～)。また、海洋ごみを収集するための専用ストッカーも設置し、ごみを投入した方にはエコアクションポイントを付与。

**【温室効果ガス (CO2) 削減目標】**

本市は、2030 年時点における CO2 削減目標として、CO2 排出量 2013 年度比 46%削減を目指している。具体的な部門別削減目標としては、産業部門で 50%、民生部門で 48%、運輸部門で 35%、廃棄物部門で 52%の削減を目指す。2019 年時点における CO2 排出量は 276 千 t-CO2 であり、2013 年度比 -26%であった。2030 年には更に 62.7 千 t-CO2 の減少を図り、本削減目標の達成を目指す。

各部門の削減に向けた取組方針として、産業部門においては、2030 年までに部門全体における電化率 23%、製造業におけるエネルギー削減率 14%、農林水産業におけるエネルギー削減率 14%を目指す。民生部門においては、家庭部門・業務部門の両部門における LED 普及率を 80%とし、これに加えて、その他の省エネ設備を順次導入することにより削減率 80%を目指す。運輸部門においては、EV 普及率 5%、FCV 普及率 1%を目指す。廃棄物部門においては、啓発活動及びリサイクル推進に向けた施策拡充を通して 25%のごみ削減を目指す。



「環境省 自治体排出量カルテ」より抜粋

部門		2013年度 (基準年度)	2019年度(最新年度)	増減率 (2013年度比)	2030年度目標	増減率 (2013年度比)	
CO2	エネルギー転換部門	0	0	±0	0		
	産業部門	44	32	-27%	22.7	-48%	
	民生部門	家庭	199	133	-33%	107.7	-45%
		業務	95	66	-31%	53.3	-44%
	運輸部門	104	67	-36%	54.4	-48%	
	運輸部門	122	104	-15%	79.4	-35%	
	廃棄物部門	7	7	±0%	3.5	-52%	
工業プロセス部門	-	-	-	-	-		
CO2以外の温室効果ガス		-	-	-	-	-	
森林吸収分					-14.2	-	
温室効果ガス合計		372	276	-26%	199.1	-46%	

(2) 改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定

地方公共団体実行計画の改定にあたっては、環境省補助事業「令和3年度補正予算二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用した「志摩市ゼロカーボンシティ推進計画」に基づき、内容の反映を行う。

当該実行計画の改定後の内容や改定時期、改正温対法に基づく再エネ導入目標などについては下記に示す。

【事務事業編】※改定予定内容

志摩市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（令和6年度内改定予定）

■計画期間：令和5年度から令和12年度まで

■削減目標：温室効果ガス（CO2）排出量を2013年度比で50%削減

■目的：行政が率先して「公共施設の省エネ・省資源化推進」、「施設への再エネ導入・調達」、「公用車の順次EV化」に取り組み、市域全体目標であるCO2排出量2013年度比46%削減目標の達成に貢献するとともに、真摯に脱炭素化に取り組む姿を市民に見せることで、市内への波及効果を狙う。

主な目標	内容
①公共施設における新規再エネ導入量（365kw）	現時点でPVパネルが設置可能な施設の屋根や広いスペースがある駐車場に最大限導入を行い、公共施設の約5%のエネルギーを

	再エネで賄う。
②公共施設における ZEB 化 (2%)	今後、新築・大規模改修する公共施設は、原則 ZEB Ready 相当とし、本庁舎をはじめとした CO2 排出量の多い施設や、市のランドマーク、ゼロカーボンパークの資質を持つ施設については、Nearly ZEB (ニアリーゼブ) を目指すこととする。
③公用車の EV 導入率 (10%)	代替可能な車種がない場合等を除き、新規導入・更新については 2023 年度以降原則 EV とし、公用車の数量削減や運用の見直しを行うとともに、2030 年度までに全体の 10% を EV 化する。
④高効率設備の最大限導入 (LED 導入率 80%)	高効率空調設備への入れ替えを施設改修のタイミングで順次行うとともに、公共施設全体において、LED の導入割合を 2030 年度までに 80% とする。
⑤蓄電池の導入 (5 地点)	車載型を含め、市の主たる防災拠点に対して、蓄電池を順次導入する。

### 【区域施策編】※改定予定内容

志摩市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（令和 6 年度内改定予定）

■計画期間：令和 5 年度から令和 12 年度まで

■削減目標：温室効果ガス (CO2) 排出量を 2013 年度比 46%削減

■目 的

下記のような脱炭素施策に取り組むことで、市の CO2 削減目標を達成するのみならず、地域力の向上、地域の活性化による伝統や文化の喪失を回避する。また、これにより、本市の基本理念である「自然と共生するまち 市民が誇りを持てるまち 次世代につながるまち」を意識したまちづくりに貢献する。

主な目標	内 容
①住宅・建物における再エネ利用率 (5%)	現時点で PV パネルが設置可能な施設の屋根や広いスペースがある駐車場に最大限導入を行い、市の約 5% のエネルギーを再エネで賄う。
②住宅・建物における ZEB・ZEH 化 (2%)	取組を推進することで、市全域における家庭部門の CO2 排出量削減を図るとともに、市民の暮らしの質の向上を図る。
③自家用車 EV・FCV 導入率 (5%)	特に排出量の割合が高い運輸部門の CO2 排出量の削減及び車載型蓄電池による地域の防災力向上を図る。
④デマンド型交通導入エリア数 (5 地点)	令和 5 年度以降、順次運用を開始する予定のデマンド型交通を活用した公共交通機関の利用を促進し、運輸部門の CO2 排出量削減を図る。

### 【再エネ導入目標】

「志摩市ゼロカーボンシティ推進計画」において定めた再エネ導入目標を下記のとおり示す。

本目標は、高効率機器の導入や、EV の順次導入などの省エネ施策と組み合わせて再エネ導入することにより、2030 年という比較的短い期間の中であっても、CO2 排出量 2013 年度比 46%減を達成できる試算となっている。

2030 年の目標に向けては、自然環境や自然景観へ最大限の配慮を行い、施設や民家への屋根乗せ太陽光発電やカーポート型太陽光発電の導入により、地域再エネ利用率 5% を目指す。

また、2050 年に向けては、既に市内に大量導入（志摩市の年間電力使用量比で約 66.1%）されている FIT 太陽光発電を活用すべく、卒 FIT となったタイミングで、市（地域新電力の設立などを想定）が買い戻すことにより、地域電力化を図る。これに加えて、地域の森林を活用したバイオマス発電などの太陽光発電以外の再エネ導入も視野に入れ、地域再エネ利用率 70% を目指す。

■志摩市の再エネ導入目標

目標年		2030年	2050年
再エネ利用率(%)		5.0%	70.0%
再エネ発電量の合計(MWh)		11,900	123,796
太陽光建物系	設備容量(MW)	2.2	10.0
	発電量(MWh)	2,640	12,001
太陽光土地系	設備容量(MW)	7.0	70.0
	発電量(MWh)	9,259	92,593
その他再エネ (風力・バイオマス)	設備容量(MW)	0.0	5.5
	発電量(MWh)	0	19,202

■志摩市の電力使用量に対する再生可能エネルギー発電電力量比 (FIT)

志摩市

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
区域の電気使用量 (MWh)	271,978	253,600	258,993	252,687	250,516	235,621	235,621
区域の再生可能エネルギーによる 発電電力量 (MWh)	35,020	48,243	89,238	112,888	118,868	128,977	155,818
区域の電気使用量に対する 再生可能エネルギー発電電力量比	12.9%	19.0%	34.5%	44.7%	47.4%	54.7%	66.1%

出典：環境省 自治体排出量カルテ

(3) 促進区域  
設定なし

2. 重点対策加速化事業の取組

(1) 本計画の目標

(地方公共団体実行計画に掲げる目標達成に向けた重点対策加速化事業の位置付けや活用方策等)  
本事業は、脱炭素地域づくりを進めるうえで、市民、民間企業及び行政といった全参画者の意識を変革する重要な機会と位置付ける。

令和4年度に市民・民間企業に対して実施した「地球温暖化に関するアンケート」の調査によると、「市の脱炭素に協力したいが、どのようなことから始めればいいのかわからない」、「公共が率先して進めるべき」、「太陽光パネルや高効率機器の導入支援をお願いしたい」、「自然環境に最大限の配慮を求める」といった地域の声を多く頂く結果となった。

また、本計画P2に記載の「環境省 自治体排出量カルテ (抜粋)」でも分かるように、公共交通機関が脆弱であるがゆえ、市民の車保有率が非常に高いという地域特性から、運輸部門のCO2排出量が特に多いことがうかがえる。

上記を踏まえ、前述の「志摩市地球温暖化対策実行計画 (R6年度改定予定)」で掲げる目標達成に向けては、本市ならではの地域特性や地域の声に配慮した形で取組を進めることとし、以下で示す事業を実施する。

**【本事業による目標達成に向けた主な取組】**

- 志摩市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) (R6年度改定予定) における2030年度温室効果ガス(CO2)排出量削減目標46% (173.1千tCO2)のうち、28.8% (107.2千tCO2)が人口減少による自然減、3.8% (14.2千tCO2)が森林吸収と推計しており、残り13.4% (51.7千tCO2)が自助努力による削減となる。当該自助努力削減分13.4% (51.7千tCO2)のうち約3割にあたる(17.6千tCO2)の削減を本事業の実施によって達成し、市の2030年度削減目標達成を目指す。また、志摩市地球温暖化対策実行計画 (R6年度改定予定) における2030年度電力需要量に対する再エネ導入目標(9.2MW)のうち、本事業により約1.2MWの達成を目指す。なお、公共施設における導入目標(365kw)については、本事業によって約3割にあたる140kwを達成する見込みである。
- 市庁舎、学校施設、文化・スポーツ施設等への屋根置きによる太陽光発電設備の導入を行うほ

か、防災拠点となる施設については、併せて蓄電池を導入することにより防災力の向上を図る。

- ・特にCO2排出量の多い公共施設（市庁舎、福祉施設等）に対して優先的に高効率空調設備や高効率照明機器（LED）を導入し、公共部門における大幅なCO2排出量削減を図る。
- ・太陽光発電設備を導入する施設においてEV公用車を導入するほか、一般利用可能なEV充電設備を導入し、ゼロカーボンドライブを推進する。
- ・地域住民、地域事業者向けの補助制度を構築し、太陽光発電設備、蓄電池、高効率空調機器、高効率照明機器（LED）の導入促進を図り、民間部門（市民・市内事業者・団体）におけるCO2排出量削減を図る。
- ・地域住民、地域事業者向けの補助制度に係る執行事務については、中間執行団体として市内事業者への事務委託を実施。民間活用による効果的な補助制度の普及啓発を図るほか、本事業の実施による雇用創出につなげる。

**【本事業を活用しない目標達成に向けた主な取組】**

- ・環境省令和4年度補正予算「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」を活用し、新設される幼保園に対し、再エネ（太陽光発電設備）を10kw、レジリエンス強化を目的とした蓄電池を15kwh導入。
- ・本計画期間中のうち、R5～R7において、デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生推進タイプ）などを活用し、デジタルを活用したデマンド交通システムの実証及び実装を行う。これにより、公共交通機関の利用を促進し、運輸部門のCO2排出量削減を図る。
- ・本市では継続して、公用車のEV化に取り組んでおり、令和5年度において経済産業省のCEV補助金を活用し、公用車の入れ替えを実施。これにより、市のEV導入率を向上させ、公共部門のCO2排出量削減を図るとともに、行政が率先し、ゼロカーボンドライブを推進する。
- ・防災力強化を目指し、令和5年度より5か年の計画で、災害時の給電活動協力事業者の登録制度を実施する。当該制度の啓発及び登録事業者の確保に向け、登録事業者に対する補助事業を市独自で実施し、EV車（HV・PH(E)V含む）の導入支援を行う。（重点対策加速化事業における補助事業との併用も可能とし、相乗的なEV導入促進を図る）
- ・宿泊事業者、交通事業者、電力事業者等との連携を図り、脱炭素先行地域への選定を目指し、国立公園内の観光リゾートを脱炭素化することで、志摩市内にとどまらず、観光客や志摩市関係人口、さらには周辺地域も含めて脱炭素の意識醸成と波及効果を推進するハブとなるモデル地域づくりを目指す。

（本計画の目標等）

① 温室効果ガス排出量の削減目標	17,637 トン-CO2 削減
② 再生可能エネルギー導入目標	1,197kW
(内訳)	
・太陽光発電設備	1,197kW
・風力発電設備	— kW
・中水力発電設備	— kW
・バイオマス発電設備	— kW
③ その他地域課題の解決等の目標	観光入込客数（年間） 4,750 千人 教育旅行受入学校数（年間） 400 校 デマンド交通の導入地域（累計） 3 地域 本事業を通じた雇用創出数（累計） 20 人 市制度等を活用した移住者数（累計） 175 人 防災訓練参加者数（年間） 14,000 人 ごみ総排出量（年間） 14,618t
④ 総事業費	1,341,286 千円 （うち交付対象事業費 989,084 千円）
⑤ 交付限度額	331,169 千円
⑥ 交付金の費用効率性	18 千円/トン-CO2

(2) 申請事業

① 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般家庭向け自家消費型屋根置き太陽光発電設備の間接補助事業</li> <li>一般家庭向け蓄電池の間接補助事業</li> </ul>	(3件、17.4kW) (2件、25.5kWh)
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設への自家消費型太陽光発電導入事業(PPA)</li> <li>公共施設への蓄電池導入事業</li> <li>一般家庭向け自家消費型屋根置き太陽光発電設備の間接補助事業</li> <li>一般家庭向け蓄電池の間接補助事業</li> <li>民間企業向け自家消費型屋根置き太陽光発電設備の間接補助事業</li> <li>民間企業向け蓄電池の間接補助事業</li> </ul>	(1件、50kW) (1件、100kWh) (40件、200kW) (1件、5kWh) (3件、60kW) (1件、100kWh)
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設への自家消費型太陽光発電導入事業(PPA)</li> <li>一般家庭向け自家消費型屋根置き太陽光発電設備の間接補助事業</li> <li>一般家庭向け蓄電池の間接補助事業</li> <li>民間企業向け自家消費型屋根置き太陽光発電設備の間接補助事業</li> <li>民間企業向け蓄電池の間接補助事業</li> </ul>	(2件、55kW) (40件、200kW) (1件、5kWh) (3件、60kW) (1件、100kWh)
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設への自家消費型太陽光発電導入事業(PPA)</li> <li>一般家庭向け自家消費型屋根置き太陽光発電設備の間接補助事業</li> <li>一般家庭向け蓄電池の間接補助事業</li> <li>民間企業向け自家消費型屋根置き太陽光発電設備の間接補助事業</li> <li>民間企業向け蓄電池の間接補助事業</li> </ul>	(1件、15kW) (40件、200kW) (1件、5kWh) (3件、60kW) (1件、100kWh)
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設への自家消費型太陽光発電導入事業(PPA)</li> <li>公共施設への蓄電池導入事業</li> <li>一般家庭向け自家消費型屋根置き太陽光発電設備の間接補助事業</li> <li>一般家庭向け蓄電池の間接補助事業</li> <li>民間企業向け自家消費型屋根置き太陽光発電設備の間接補助事業</li> <li>民間企業向け蓄電池の間接補助事業</li> </ul>	(1件、20kW) (1件、100kWh) (40件、200kW) (1件、5kWh) (3件、60kW) (1件、100kWh)
合計	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設への自家消費型太陽光発電導入事業(PPA)</li> <li>公共施設への蓄電池導入事業</li> <li>一般家庭向け自家消費型屋根置き太陽光発電設備の間接補助事業</li> <li>一般家庭向け蓄電池の間接補助事業</li> <li>民間企業向け自家消費型屋根置き太陽光発電設備の間接補助事業</li> <li>民間企業向け蓄電池の間接補助事業</li> </ul>	(5件、140kW) (2件、200kWh) (163件、817kW) (6件、45.5kWh) (12件、240kW) (4件、400kWh)
<b>②地域共生・地域裨益型再エネの立地</b>		
年度		
合計		
<b>③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導</b>		
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間企業向け高効率空調設備導入間接補助事業(小規模施設)</li> <li>民間企業向け高効率照明設備導入間接補助事業</li> </ul>	(17件) (4件)

	・公共施設への高効率照明設備導入事業	(1件)
令和6年度	・民間企業向け高効率空調設備導入間接補助事業 (小規模施設)	(7件)
	・民間企業向け高効率空調設備導入間接補助事業 (大規模施設)	(1件)
	・民間企業向け高効率照明設備導入間接補助事業	(4件)
	・公共施設への高効率空調設備導入事業	(2件)
		※うち1件3か年事業
令和7年度	・民間企業向け高効率空調設備導入間接補助事業 (小規模施設)	(7件)
	・民間企業向け高効率空調設備導入間接補助事業 (大規模施設)	(1件)
	・民間企業向け高効率照明設備導入間接補助事業	(4件)
	・公共施設への高効率空調設備導入事業	(1件) ※2年目
令和8年度	・民間企業向け高効率空調設備導入間接補助事業 (小規模施設)	(7件)
	・民間企業向け高効率空調設備導入間接補助事業 (大規模施設)	(1件)
	・民間企業向け高効率照明設備導入間接補助事業	(4件)
	・公共施設への高効率空調設備導入事業	(1件) ※3年目
令和9年度	・民間企業向け高効率空調設備導入間接補助事業 (小規模施設)	(6件)
	・民間企業向け高効率空調設備導入間接補助事業 (大規模施設)	(1件)
	・民間企業向け高効率照明設備導入間接補助事業	(4件)
	合計	・民間企業向け高効率空調設備導入間接補助事業 (小規模施設)
	・民間企業向け高効率空調設備導入間接補助事業 (大規模施設)	(4件)
	・民間企業向け高効率照明設備導入間接補助事業	(20件)
	・公共施設への高効率空調設備導入事業	(2件)
	・公共施設への高効率照明設備導入事業	(1件)

④住宅・建築物の省エネ性能等の向上

令和5年度	・市民向け高効率空調設備導入間接補助事業	(64件)
令和6年度	・市民向け高効率空調設備導入間接補助事業	(40件)
令和7年度	・市民向け高効率空調設備導入間接補助事業	(25件)
令和8年度	・市民向け高効率空調設備導入間接補助事業	(25件)
令和9年度	・市民向け高効率空調設備導入間接補助事業	(20件)
合計	・市民向け高効率空調設備導入間接補助事業	(174件)

⑤ゼロカーボン・ドライブ

令和7年度	・市民向けEV導入補助事業(車載型蓄電池)	(3台)
	・民間企業向けEV導入補助事業(車載型蓄電池)	(5台)
	・公用車EV導入事業(車載型蓄電池)	(1台)
	・EVバス導入間接補助事業	(1台)
令和8年度	・市民向けEV導入補助事業(車載型蓄電池)	(3台)
	・民間企業向けEV導入補助事業(車載型蓄電池)	(5台)
	・公用車EV導入事業(車載型蓄電池)	(1台)
	・公用車用EV充電器導入事業	(5台)
	・EVバス導入間接補助事業	(1台)
令和9年度	・市民向けEV導入補助事業(車載型蓄電池)	(3台)
	・民間企業向けEV導入補助事業(車載型蓄電池)	(5台)
	・公用車EV導入事業(車載型蓄電池)	(1台)



	・EVバス導入間接補助事業	(1台)
合計	・市民向けEV導入補助事業(車載型蓄電池) ・民間企業向けEV導入補助事業(車載型蓄電池) ・公用車EV導入事業(車載型蓄電池) ・公用車用EV充電器導入事業 ・EVバス導入間接補助事業	(9台) (15台) (3台) (5台) (3台)

⑥ その他

令和5年度	・補助事業執行事務に係る委託事業	(1式)
令和6年度	・補助事業執行事務に係る委託事業	(1式)
令和7年度	・補助事業執行事務に係る委託事業	(1式)
令和8年度	・補助事業執行事務に係る委託事業	(1式)
令和9年度	・補助事業執行事務に係る委託事業	(1式)
合計	・補助事業執行事務に係る委託事業	(1式)

(3) 事業実施における創意工夫

- ・本市海岸線は複雑に入り組んでおり、市内の多くの地域が海に面した塩害地域であることに加え、市の陸域の全域が国立公園に指定されていることから、大規模な太陽光発電や風力発電の設置が困難である。このことから、本市においては、自然環境や景観に最大限配慮した屋根置き太陽光発電の導入が適していると考えられ、これら小規模な再エネ導入を積み上げていくことにより、市内の脱炭素化を図る。
- ・本市では運輸部門の排出量比率が大きいことから、EV車やEV充電設備を積極的に導入することにより、運輸部門におけるCO2排出量削減を図る。
- ・本市においては、近い将来発生が危惧されている南海トラフ地震により、大きな被害が想定される地域に指定されていることから、非常時におけるエネルギー供給が可能な再エネ設備や蓄電池等を導入し、地域のレジリエンス強化を図る。
- ・市本庁舎や介護施設など、電力消費量の大きい公共施設において、優先的にLED化や空調の高効率化を実施し、公共部門のCO2排出量削減を図る。
- ・間接補助事業を実施する際は、本市産業構造の特徴を踏まえ、観光客との接点が多い観光・宿泊施設等から優先的に補助することで、脱炭素に係る取組の波及効果を高める。また、ゼロカーボンパークと連携した本市オリジナルのロゴマーク等の作成など、ブランディングの強化を図るとともに、本市の脱炭素に係る取組の認知度を高め、より一層の普及啓発を図る。
- ・本市がこれまで取り組んできたSDGs未来都市としての取組等により培った企業や個人などとの連携を活かして、環境意識の高いパートナーから普及啓発に係る協力を得ることで、より効果的に市民の理解促進を図る。

(4) 事業実施による波及効果

- ・本事業の実施により、再エネの活用、地産地消等の取組を進めることで、国立公園の脱炭素化を目指すとともに、脱プラスチックも含めたサステナブルな観光地づくりを促進することにより、更なる観光誘客につなげ、地域脱炭素移行を通じた地域産業の活性化を図る。
- ・ゼロカーボンパークとしてのブランド力を高めることにより、本市を訪れる多くの国内外の観光客に対して本市の脱炭素に係る取組の認知度を高めるとともに、脱炭素型の持続可能なライフスタイルに向けた行動変容を促す。
- ・行政が率先してEV公用車を導入し、運輸部門のCO2削減に真摯に取り組む姿勢を見せることで、市民、事業者へEV転換を促す。特に市内の観光・宿泊施設等に対して、EV充電設備の導入や送迎用自動車・バスのEV転換を促すことで、国立公園におけるゼロカーボンドライブの推進を図る。

(5) 推進体制

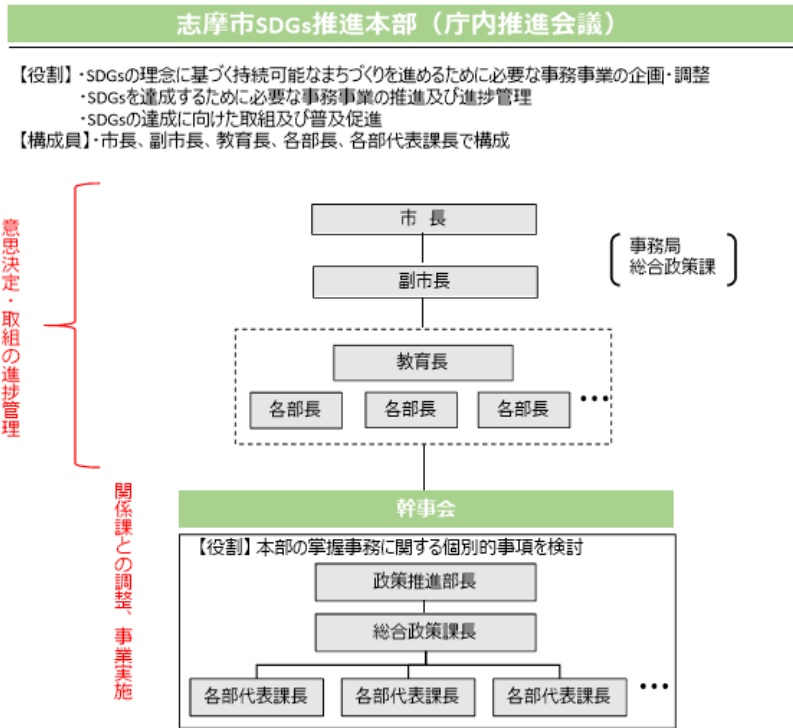
①地方公共団体内部での推進体制

下記図のとおり、市長を本部長とした「志摩市SDGs推進本部」において、庁内のゼロカーボン推進体制を整備した。

本部において、市のゼロカーボン推進に係る方向性などについて各部局と協議を重ねた結果、「2030年CO2排出量46%目標、2050年脱炭素社会の実現」に向けた取組について、全庁をあげて推進することに合意を得た。

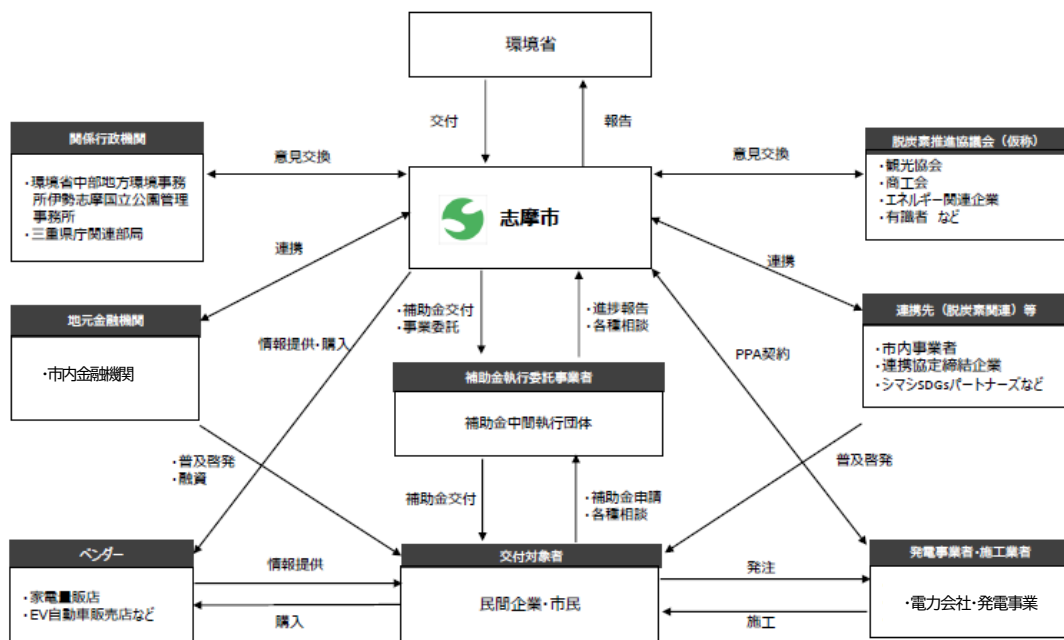
令和4年度は、「SDGs 推進監（課長職）」を中心に志摩市 SDGs 推進本部において、「志摩市ゼロカーボンシティ推進計画」策定した。令和5年度以降は、「志摩市 SDGs 推進本部」、環境部局や政策推進部局を中心に地域脱炭素化施策を推進していく。

### ■ 庁内連携体制イメージ



### ⑦ 地方公共団体外部との連携体制

本事業は、脱炭素に係る取組を加速化させるだけでなく、前述の本市における地域課題の解決や地域の魅力向上につながる最大のチャンスと捉えている。これまでの脱炭素施策において共に取り組んできた「環境省中部地方環境事務所伊勢志摩国立公園管理事務所」をはじめとした関係行政機関、脱炭素の推進に係る連携協定を締結した民間企業等と連携して取り組むとともに全市をあげて臨む。

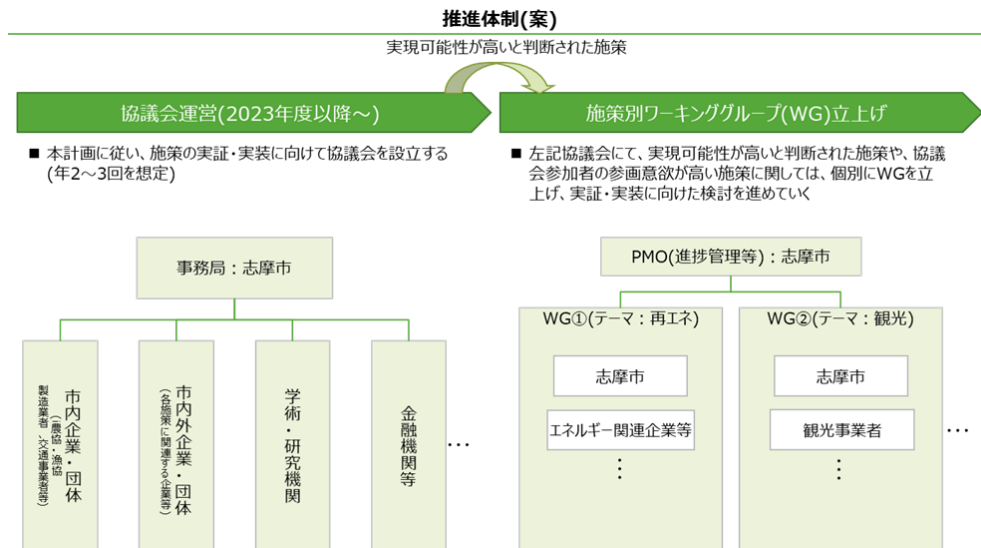


## ■ 推進時における各プレイヤーの役割

名称	役割	備考
志摩市	・本事業における各種施策の進捗管理、普及啓発、ステークホルダーとの各種調整などを行う。	
関係行政機関	・共同で脱炭素及び持続可能な地域づくり（ゼロカーボンパーク）を推進するため、意見交換などを適宜行う。	
補助金執行委託事業者	・市から補助金の執行事務に係る委託を受け、市民・民間企業に対して補助金の間接交付を行う。 ・本補助金に関する質問等に対して、市と調整のうえ、対応する。 ・計画期間中においては、市と共同で地域住民の雇用に創出につながる仕組みづくりを検討	
地元金融機関	・取組に対する助言や、本事業の普及啓発、再エネ、省エネの導入を検討する市民・事業者に対する融資などを行う。	
ベンダー	・市民に対して本補助金に係る情報を積極的に提供し、市民の意識を脱炭素に向ける。	
脱炭素推進協議会（仮称）	・観光協会、エネルギー関連企業、有識者などで構成される本協議会にて、意見交換を年2～3回程度行い、取組の磨き上げを行う。	令和6年度調整・設立予定
連携協定先（脱炭素関連）等	・市と連携し、市内における脱炭素施策の実施（再エネ導入、省エネ化、EVの普及、蓄電池導入によるレジリエンスの強化など）や市内内外に向けた普及啓発などを行う。	
交付対象者	・交付金を活用し、市の脱炭素化及び持続可能な地域づくりへ貢献する。	
発電事業者・施工業者	・公共施設におけるPPAや、市民・民間企業に対して、PVパネルの設置などを行う。	

## ■ 脱炭素推進協議会（イメージ）

令和5年2月に策定した「ゼロカーボンシティ推進計画」に基づき、令和6年度中に下記のような推進体制を構築予定。



■ 志摩市と日産自動車株式会社、日産プリンス三重販売株式会社の電気自動車を活用した「脱炭素化及び強靱化」に関する連携協定

【協定の概要と主な連携内容】

- ・志摩市で災害を起因とする停電が発生した際、市が指定する避難所等に、日産の販売会社の店舗に配備しているEV「日産リーフ」等を無償で貸与し、EVからの給電により、災害時にも避難所等で継続して電力が供給できる体制を整え、市民の生命及び身体の安全を守る。
- ・志摩市および日産自動車、日産プリンス三重販売は、平常時もEVの普及促進を行うほか、市のイベントで使用する電力をEVから供給することで、電気自動車の「走る蓄電池」としての活用を市民へ積極的にアピールし、環境・防災意識向上を目指す。



「電気自動車「日産リーフ」を活用した脱炭素化、強靱化イメージ」

■ シマシ SDGs パートナーズ概要

【シマシ SDGs パートナーズとは】

SDGs の達成に向けて取り組む企業・団体等をパートナーとして登録し、パートナーがそれぞれの有する資源や知見を生かしながら活動することで、志摩市における課題の解決や持続可能なまちづくりの実現をめざす官民連携プラットフォーム。

3. その他

(1) 財政力指数

令和5年度 志摩市財政力指数 0.386

(2) 地域特例

該当地域：半島地域（市全域）、過疎地域（市全域）

対象事業：※公共施設を対象とする全事業

- ・公共施設への自家消費型太陽光発電導入事業（PPA）
- ・蓄電池導入事業
- ・高効率空調設備導入事業
- ・EV 導入事業（車載型蓄電池）
- ・EV 充電器（蓄電池付き）